



山形県公報

平成23年10月4日（火）
第2282号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1013
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…1014
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…同
- 山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………（森 林 課）…1015
- 土地立入の許可……………（村山総合支庁用地課）…1017
- 土地区画整理組合の理事の退任の届出……………（都市計画課）…1018
- 平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に
基づく特定工程等の指定）の一部改正……………（建築住宅課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（管 財 課）… 同

告 示

山形県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| か ん の 眼 科 | 山形市吉原二丁目10番5号 | 平成23. 8. 11 |
| ハート調剤薬局 鶴岡駅前店 | 鶴岡市日吉町10番44号 | 同 9. 1 |
| 鶴岡ひまわり薬局 | 鶴岡市日枝字海老島161番地の2 | 同 9. 5 |

山形県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|------------|------------|
| 鶴岡ひまわり薬局 | 鶴岡市文園町9番1号 | 平成23. 9. 4 |

山形県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
社会医療法人 二本松会 山形さくら町病院
山形市桜町2番75号
- 届出の内容

| 指定医療機関の名称 | | 変更年月日 |
|--------------------|----------------------|------------|
| 変更前 | 変更後 | |
| 医療法人 二本松会 山形さくら町病院 | 社会医療法人 二本松会 山形さくら町病院 | 平成23. 4. 9 |

山形県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|------------------|------------------|------------|
| さふらん長井店 | 介護予防福祉用具貸与 | 長井市中道二丁目5番34号 | 平成23. 7. 1 |
| 鶴岡ひまわり薬局 | 居宅療養管理指導 | 鶴岡市日枝字海老島161番地の2 | 同 9. 5 |
| J Aやまがた福祉センター青田 | 通所介護 介護予防通所介護 | 山形市青田一丁目4番21号 | 同 9.13 |

山形県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| | | | |
|-----------|---------|-----------------------|------------|
| 指定施術機関の氏名 | 開設者 | 指定施術機関の住所 | 指定年月日 |
| 白 壁 接 骨 院 | 白 壁 源 一 | 山形市久保田一丁目7番10号 設楽ビル1階 | 平成23. 9. 1 |

山形県告示第832号

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林造林事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県森林施業支援事業補助金交付規程

第1条を次のように改める。

（目的及び交付）

第1条 知事は、民有林における森林資源の培養と保続を図り、もって森林の公益的、経済的機能を拡充するため、別に定めるところにより次条の表の事業主体の欄に掲げるもの（以下この条及び第3条において「事業主体」という。）が森林施業支援事業を行った場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業主体に対し補助金を交付する。

第2条の表を次のように改める。

| 事業の区分 | 事業主体 | 補助金の額 |
|-------------------------|--|---|
| 森 林 環 境 保 全 直 接 支 援 事 業 | 市町村、森林所有者（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に掲げるものをいう。以下同じ。）、森林施業計画の認定を受けた者（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項の規定による森林施業計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。） | 事業に要した経費について知事が別に定める基準により算定した額（以下「基準額」という。）の40パーセントに相当する額以内 |

| | | | | | | | | |
|----------|------------|------------|---------|--|----------------------------|--|--|--|
| | | | | 及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定するものをいう。）において特定間伐等（同法第2条第1項に規定するものをいう。）の実施主体に位置付けられた者 | | | | |
| 環境林整備事業 | | 広葉樹林化等整備 | | 市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等 | 基準額の40パーセントに相当する額以内 | | | |
| | | 被害森林整備 | | | | | | |
| | | 保全松林緊急保護整備 | | | | | | |
| 共生環境整備事業 | 森林空間総合整備事業 | 全体計画調査 | | 市町村 | 基準額の70パーセントに相当する額以内 | | | |
| | | 共生環境整備 | | | | | | |
| | | 付帯施設整備 | | | | | | |
| | | 林内歩道等整備 | | | | | | |
| | 絆の森整備事業 | 行政支援タイプ | 全体計画調査 | | 特定非営利活動法人等及び森林施業計画の認定を受けた者 | | | |
| | | | 共生環境整備 | | | | | |
| | | | 付帯施設整備 | | | | | |
| | | | 林内歩道等整備 | | | | | |
| | | 市民参加型森林整備 | 市民主導タイプ | 共生環境整備 | | | | |
| | | | | 付帯施設整備 | | | | |
| | | | | 林内歩道等整備 | | | | |
| | | 市民開放タイプ | 市民開放タイプ | 共生環境整備 | | | 森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者 | |
| | | | | 付帯施設整備 | | | | |
| | | | | 林内歩道等整備 | | | | |
| | | 野生生物共生林整備 | | 共生環境整備 | | | 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者 | |
| 付帯施設整備 | | | | | | | | |
| 林内歩道等整備 | | | | | | | | |

| | | | |
|----------|------------|----------------------------------|---------------------|
| 機能回復整備事業 | 特定林地改良 | 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人及び森林所有者の団体 | 基準額の70パーセントに相当する額以内 |
| | 耕作放棄地等森林造成 | 市町村 | 基準額の40パーセントに相当する額以内 |
| | 造林未済地緊急造林 | | |

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 申請内訳書

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) その他知事が別に定める書類

第3条第2項中「森林所有者」を「事業主体」に、「委託」を「委任」に、「前項の規定にかかわらず、次のとおり」を「前項各号に掲げる書類のほか、委任状」に改め、同項各号を削る。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（広葉樹林化等整備及び被害森林整備の事業にあつては、概ね10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為、当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為又は当該補助事業を達成することが困難となる行為（以下「転用等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第4条第2号中「前各号」を「前号」に改め、同条中第3号から第8号までを削り、第9号を第3号とし、同条に次の2号を加える。

(4) 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、補助事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過しても更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りでない。

(5) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林施業支援事業補助金交付規程の規定は、平成23年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第833号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

東北電力株式会社

2 事業の種類

275kV南山形幹線新設工事

3 立ち入ることができる土地の区域及び期間

(1) 区域

上山市大字中山字萩ノ倉、字矢ノ沢壺、字矢ノ沢式、字坊沢山、字入影丸式、字物見山、字駒子沢山壺、字駒子沢式、字本沢、字所沢山、字南沢、字大谷地式、字大谷地参、字大谷地四、字大谷地五、字夫女石、字片倉山壺、字片倉山式、字平田山、字小飽原山、字飽原七、字飽原八、字飽原九、字片倉壺、字小田、字西海枝平壺、字首塚、字境四及び字種漬場山、同市大字藤吾字柳沢及び字相峯柳沢西沢東沢、同市大字川口字忠川、字栞屋、字物見山、字駒越山及び字駒越、同市大字小白府字千丁金、字立石、字棚林、字谷地、字向山、字二枚田、字南田、字沢尻、字前田、字瀬ノ木平、字小屋ヶ入、字柳立及び字中ノ森

山形市大字門伝字大平及び字椿山

東村山郡山辺町大字畑谷字虚空蔵、字西黒森、字向坂、字タゲ、字上郷、字摂待及び字ハラ田石、同郡同町

大字北作字上芦沢、字若林、字檜実沢、字大曾根、字丸森及び字宮ノ沢

(2) 期間

平成23年10月11日から平成24年7月31日まで

山形県告示第834号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった河北町ひな市通り東土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 所 氏 名

西村山郡河北町谷地ひな市三丁目8番地の1 細 谷 昭 一

山形県告示第835号

平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「平成23年10月31日」を「平成26年10月31日」に改める。

山形県告示第836号

次の開発行為は、完了した。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成23年8月8日 指令置総建第26号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東置賜郡川西町大字高山字下田2467、2417-2、2416-1、2418-1、2418-2

東置賜郡川西町大字高山字畑中2328-3、2328-8、2327-7

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東置賜郡川西町大字高山2467

株式会社 森谷モータース

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年10月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所 | 日 時 | 入 札 に 付 す る 物 件 | 予 定 価 格 |
|--|--------------------------|---|------------|
| 米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎5階 501会議室 | 平成23年11月8日（火） 午後1時30分 | 南陽市高梨字畑田581番5 宅地（実測）295.12平方メートル （公簿）295.10平方メートル | 4,489,000円 |
| | 平成23年11月8日（火） 午後3時 | 米沢市大字三沢字三俣15255番3 宅地 321.29平方メートル | 1,360,000円 |

| | | | |
|-------------------|---------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号 | 平成23年11月10日（木） 午前9時30分 | 山形市飯田西四丁目661番3 宅地 307.49平方メートル | 9,810,000円 |
| 村山総合支庁本庁舎6階603会議室 | 平成23年11月10日（木） 午前11時 | 山形市あずま町20番5 宅地 563.22平方メートル | 16,880,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件 | 場 所 | 日 時 |
|---|--------------------------------------|----------------------------|
| 南陽市高梨字畑田581番5 宅地（実測）295.12平方メートル （公簿）295.10平方メートル | 米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎2階201会議室 | 平成23年10月18日（火） 午前10時30分 |
| 米沢市大字三沢字三俣15255番3 宅地 321.29平方メートル | | |
| 山形市飯田西四丁目661番3 宅地 307.49平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁本庁舎6階603会議室 | 平成23年10月20日（木） 午前10時 |
| 山形市あずま町20番5 宅地 563.22平方メートル | | |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

平成23年10月4日印刷
平成23年10月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形 (631)2057 (631)2056